

## ◆政府 子ども・子育て会議

## 子ども・子育て会議（第7回会合）が開催される

平成25年10月3日（木）、政府の子ども・子育て会議第7回会合が開催され、全日私幼連から【北條泰雅】副会長が出席しました。冒頭挨拶で、岡田宏内閣府副大臣から“幼稚園のお泊り保育のひとコマの出来事を通じて、お友だちを思いやる心、兄弟愛の大切さ、ひいては幼児教育の重要性”を再確認したとの話がありました。また、当日の議事次第より①保育の必要性の認定②確認制度③その他について説明と審議が行われました。

議題に入り、北條委員は、保育の必要性の認定について、満3歳未満で家庭で保育を行っている子どもへの支援について、この会議において前向きに検討する旨を明記すべきである。また、「保育の必要性の認定」ということばは、保育の必要がない子どもが存在するかの印象を与えるので、子ども・子育て支援法第19条の規定をきちんと生かした文言（「家庭において必要な保育を受けることが困難」である度合いの認定）を使用すべきである。1号認定子どもについては、幼稚園で4時間の教育を受けるのみでなく、降園までこれと合わせて6時間程度の保育を受けており、さらに、預かり保育を受ける場合は4時間の教育と合わせて8時間程度の保育を受けているので教育標準時間認定のみでなく保育認定もなされるべきであるとともに、就労の如何に関わらず、公平な給付が考えられるべきである。2号認定子どもについては、保育の認定のみでなく、標準時間の教育の認定が必要なケースがあると指摘したが、この指摘が資料に反映されていない。そのうえで、幼稚園に在園している子どもたちが新制度に移行したか

らといって、園児が退園させられるようなことはないようにしなければならない。さらに、現に幼稚園に在園している2号認定を受け得る子どもが私学助成を受ける幼稚園に在籍する場合には給付が行われないこと、施設型給付を受ける場合でも幼稚園のままでは2号認定の定員を設定できないので、2号認定を受け得る子どもは2号認定の給付を受けながら在園することはできないこと、認定こども園においては2号定員が設定可能であるとともに2号認定の給付を受けることが可能であること、といった差別的な処遇を是正していただきたい、と発言しました。

これに対し、橋本厚労省保育課長から、満3歳未満で家庭保育を行っている子どもの支援については、現金支給（児童手当）、教育・保育給付、地域子育て支援事業を含めた新制度全体の体系の中で支援していく、現に幼稚園等に通っている子どもについて、新制度への移行によって退園させられるようなことがないようにする、共働き家庭の子どもが幼稚園を利用する際の取り扱い等については今後議論をお願いしたい、との回答がありました。

また、保育課長からの回答が得られなかった部分があったため、再度北條委員から、保育の必要性の認定について、支援法第19条にかかることなので、19条の文言を使うべき、と発言しました。その質問を受け、保育課長から、19条の文言と改正後の児童福祉法の文言（「保育を必要とする場合」）について、意味するところは同じであるとともに、いずれも早ければ平成27年4月1日に施行予定であり、分かりやすい簡潔な表現を採用した、との回答がありました。

また、北條委員の発言を受けて、秋田委員から、現在家庭で保育している子どもたちのことも配慮した上で、保育の必要性を確定していくことが大事であるとの発言がありました。また、柏女委員から、在宅で暮らしている子どもたちに保育を届ける、訪問保育なども考慮し、すべての子どもたちに一定の保育時間を与えてほしいなどの発言がありました。

◎その他の主な意見

【北條委員】 確認制度について、極めて重要な問題であるため、慎重に丁寧な議論を進めてほしい。また、現在幼稚園に通っている子どもたちが困らないように願います。情報公開について外部監査報告書を情報公開の対象とすべきである。

【秋田委員】 優先利用について、保育の量的拡大を支える保育士の人材確保の観点だけではなく、保育の質的向上と量的拡大の両面支援が必要である。保育に関わる人たちに関しては、より長期的に、離職せず、経験を積み、労働の観点からの施策ではなく専門家としてのシステムの構築が必要である。

【宮下委員】 保育の必要性の認定に係る論点について、幼稚園側が障がい児を受け入れるに当たり、財政的な基盤、保育者の確保等が必要不可欠、それを支える国や市からの支援が必要である。また、認定方法について、事務的負担の軽減、簡素化した手続きにしてほしい。質の高い教育・保育を行うためには、施設型給付の対象となる「利用定員」は認可定員内とすべき。情報公開について、各施設に多額な公費が投入されることになるので、外部監査、監査法人の監査を受け、情報公開すべき。

[今号は3枚]

---

※都道府県団体におかれましては、お手数ですが本紙を加盟園へご伝達くださいますようお願い申し上げます。

※子ども・子育て会議に関しましてご意見がありましたら全日私幼連宛にFAX またはメールでお寄せください。

FAX : 03-3263-7038 メール : info@youchien.com

※子ども子育て会議の資料は下記URLからダウンロードできます。

内閣府HP [http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo\\_kosodate/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html)